

栗東市公共用地取得に伴う代替地登録制度実施要綱の細則

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗東市の公共事業の施行に伴う事業用地（以下「公共事業用地」という。）の取得に際し、公共事業用地の所有者（以下「被買収者」という。）から代替地の提供の希望があった場合に、速やかに被買収者の希望に応え、公共事業用地の取得の円滑化を図るため、代替地登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

【細則】

《第1条》

「栗東市の公共事業」とは、栗東市が施行する公共事業及び栗東市が要望している国または県事業も含まれる。

(登録の要件)

第2条 公共事業用地の代替地として登録できる土地は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に所在する宅地又は農地等であり、その上に建物、構築物又は工作物が存しないこと。
ただし、当該土地が代替地として提供される日までに、建物、構築物又は工作物が撤去される見込みがあると認めるときは、この限りでない。
 - (2) 所有権及び所有面積が明確であること。ただし、当該土地が代替地として提供される日までに、所有権及び所有面積が明確となる見込みがあると認めるときは、この限りでない。
 - (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該土地が代替地として提供される日までに、設定された権利が抹消される見込みがあると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する要件に該当しない土地であっても、市長が特に代替地として被買収者に提供することが適当であると認める土地については、登録できるものとする。

【細則】

《第2条第1項第1号》

- 1 「宅地及び農地等」とは、100㎡程度以上の規模であり、且つ接道地で単体での土地利用が可能な土地をいう。
- 2 「農地」とは、100㎡程度以上の規模であり、市街化区域及び市街化調整区域（農業振興地域を含む）の土地をいう。

《第2条第1項第1号》

- 1 「建物、構築物又は工作物が存しないこと」とは、建物、構築物又は工作物が存するとき、建物、構築物又は工作物の撤去することについて、所有者の責務で行うこと。

《第2条第1項第2号》

- 1 「所有権及び所有面積が明確」とは、地積測量図や境界確定書類がない場合、境界確定を所有者の責務で行うこと。

《第2条第1項第3号》

- 1 「所有権以外の権利が設定されていないこと」とは、謄本上記載されていない所有権、小作権、賃貸借等及び謄本上記載されている所有権以外の権利がある場合、その抹消について、所有者の責務で行うこと。

(現況調査)

第4条 市長は、代替地として登録された土地（以下「登録土地」という。）の現況調査を定期的に行うものとする。

【細則】

《第4条》

「現況調査」とは、栗東市から登録所有者に登録内容等の変更があるかどうかの確認を行うこと。

「定期的に行う」とは、年に1回程度、様式第2号の写し・様式第4号・5号を所有者に郵送し返送の手続きを行うこと。